平成２３年（フ）第６５０号
仙台市宮城野区岩切字大前33番地の１　エクセレントガーデンＡ101
破産者　中越　顕雄
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７７３号
宮城県塩竈市清水沢１丁目31番４―202号県営清水沢住宅４号棟
破産者　小川　　裕
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
秋田県由利本荘市岩城二古字横砂子58番地105
破産者　小野　　晃
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第９１号
茨城県水戸市赤塚１―2059　サンライズＫＹ102、住民票上の住所茨城県水戸市宮町１丁目４番４号
破産者　伊藤　　均
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２９７号
埼玉県越谷市赤山町３丁目75番地１　アムール赤山207号
破産者　林　　隆之
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
埼玉県越谷市大字南荻島4127番地７、破産申立時の住所埼玉県八潮市大字柳之宮78番地６グランシードＫＡＮＯ　Ａ―101号
破産者　吉沼　利浩
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４５０号
埼玉県越谷市赤山町３丁目137番地
破産者　大澤　弘次
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４９６号
埼玉県草加市稲荷４―19―11　レオパレス草加第33―201号室、住民票上の住所埼玉県越谷市蒲生４丁目14番13号　植竹方
破産者　高橋　勝利
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
金沢市旭町１丁目16番17号
破産者　瀧田　正昭
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１５１号
山梨県韮崎市旭町上條南割2208番地６
破産者　楠　　喜男
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１００号
和歌山市西庄810番地の５
破産者　はぎやこと　中島　勝彦
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１４０号
和歌山県岩出市中黒555番地の６
破産者　キャロルこと　荒井　幹男
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１９０２号
広島県安芸郡熊野町萩原８丁目５番３号
破産者　若山　裕治
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５９号
山口県下関市彦島福浦町３丁目５番16号
破産者　眞邉　啓子
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１３３１号
福岡県柳川市田脇817番地６かばしまビル305号、前住所福岡県大川市大字津546番地24
破産者　古賀　　稔
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５７０号
福岡市博多区吉塚１丁目45番44―1005号、前住所佐賀県鳥栖市本鳥栖町302番地28　クレアールマンション鳥栖駅前805
破産者　林田　　豊
１　決定年月日　平成23年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０６号
秋田市泉中央６丁目９番２号、前住所秋田市泉北２丁目５番９号　セジュール10―103
破産者　大日向まゆみ
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１９号
秋田県南秋田郡八郎潟町字上沖谷地31番地
破産者　齊藤　雪子
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６９号
秋田市仁井田新田１丁目１番34号
破産者　佐藤　恵美
１　決定年月日　平成23年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部